

相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 8 月 26 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例  
相模原市一般職の給与に関する条例(昭和 26 年相模原市条例第 11 号)の一部  
を次のように改正する。

第 11 条第 3 項中「任期付短時間勤務職員で」の次に「正規の勤務時間が割り振  
られた日において」を加える。

附則に次の 1 項を加える。

(再任用職員の給料月額に関する特例)

17 昭和 28 年 4 月 1 日以前に生まれた者(地方公務員等共済組合法(昭和 37  
年法律第 152 号)附則第 18 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する特定警察職員等  
にあつては、昭和 34 年 4 月 1 日以前に生まれた者)のうち、第 3 条第 1 項第 1  
号に規定する行政職給料表(1)の適用を受ける再任用職員でその職務の級が  
3 級のものの給料月額は、別表第 1 の規定にかかわらず、同表再任用職員の項中  
「258,000」とあるのは「225,500」として同条第 2 項若しくは第  
3 項又は第 3 条の 3 の規定を適用した額とする。

別表第 1 再任用職員の項中「225,500」を「258,000」に改め、同  
表任期付職員の項中「199,300」を「226,900」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

公的年金の支給開始年齢の引上げに伴い、再任用制度の円滑な実施を図るため、  
再任用職員の給料月額の改定、当該改定に伴う特例の規定の追加その他所要の改

正をいたしたく提案するものである。

## 議案第 7 8 号関係資料

### 相模原市一般職の給与に関する条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

##### ( 1 ) 再任用職員の給料月額の変定(別表第 1 関係)

行政職給料表( 1 )に規定する再任用職員の給料月額について、次の表のとおり変定するもの

区分	職務の級	現行	変定後
再任用職員	3 級	2 2 5 , 5 0 0 円	2 5 8 , 0 0 0 円

##### ( 2 ) 再任用職員の給料月額に関する特例の追加(附則第 1 7 項関係)

昭和 2 8 年 4 月 1 日以前に生まれた者(特定警察職員等にあつては、昭和 3 4 年 4 月 1 日以前に生まれた者)のうち、行政職給料表( 1 )の適用を受ける再任用職員でその職務の級が 3 級のものゝ給料月額は、行政職給料表( 1 )に規定する給料月額を 2 2 5 , 5 0 0 円として算定することとするもの

#### 2 施行期日

平成 2 6 年 4 月 1 日

相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について

相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 8 月 26 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例等の一部を改正する条例  
(相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部改正)

第 1 条 相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例(昭和 39 年相模原市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「および」を「及び」に改め、「ついでに」の次に「、別に定めがあるものを除くほか」を加える。

第 3 条中「諸収入金を」を「市長は、諸収入金を」に改め、「納付しない」の次に「者がある」を加え、「基づき督促状を発したときは、」を「よる督促をしたときは、当該諸収入金の額(その額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、その」に、「諸収入金納付の日まで」を「納付の日までの期間」に、「諸収入金 2,000 円以上(1,000 円未満の端数は、切り捨てる。)であるとき年 14.5 パーセント」を「年 14.6 パーセント」に、「7.25 パーセント」を「7.3 パーセント」に、「延滞金(確定金額)」を「金額(その額)」に、「を当該諸収入金に」を「に相当する延滞金額を」に改め、「徴収する」の次に「ものとする」を加え、同条に次の 2 項を加える。

2 延滞金の額の計算に用いる年当たりの割合は、<sup>しゅん</sup> 閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

3 市長は、諸収入金を納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

第3条の次に次の1条を加える。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則第3項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項を次のように改める。

3 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附則中第5項を第6項とし、第4項の前の見出しを削り、同項を第5項とし、同項の前に見出しとして「(城山町の編入に伴う経過措置)」を付し、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(相模原市奨学金条例の一部改正)

第2条 相模原市奨学金条例(昭和37年相模原市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削り、同条第1号中「昭和22年法律第26号)」の次に「第1条」を加え、「、高等専門学校及び」を「及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する」に改め、同条第4号中「予約又は」を「予約をせず、又はこれらの」に改める。

第3条第1項中「次」を「、次」に改める。

第5条中「前条の」の次に「規定による」を加える。

第6条中「奨学金貸与」を「奨学金の貸与」に、「たてなければ」を「立てなければ」に、「親権者」を「、親権者」に改める。

第7条ただし書中「数が月分をあわせて」を「数箇月分を合わせて」に改める。

第 8 条第 6 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第 9 条第 2 項及び第 10 条中「または」を「又は」に改める。

第 11 条中「または」を「又は」に、「一つ」を「いずれか」に改め、同条第 1 号中「死亡」を「死亡し、」に改め、同条第 2 号中「第 10 条」を「前条」に改める。

第 12 条中「または」を「又は」に、「すでに」を「既に」に改める。

第 13 条を次のように改める。

(督促)

第 13 条 奨学金を返還期限までに返還しない者に対する督促については、相模原市債権の管理に関する条例(平成 24 年相模原市条例第 3 号)の定めるところによる。

第 14 条を第 15 条とし、第 13 条の次に次の 1 条を加える。

(違約金の徴収)

第 14 条 奨学金を返還期限までに返還しない者がある場合において、前条の規定により督促をしたときは、返還すべき額(その額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、その返還期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(その返還期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額(その額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に相当する違約金額を加算して徴収するものとする。

2 違約金の額の計算に用いる年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

3 教育委員会は、奨学生であつた者が奨学金を返還期限までに返還しなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、違約金を減額し、又は免除することができる。

附則中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の見出し及び 2 項を加える。

(経過措置)

2 当分の間、第 14 条第 1 項に規定する違約金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準

割合(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

3 前項の規定の適用がある場合における違約金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(相模原都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第3条 相模原都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和49年相模原市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「あてる」を「充てる」に改める。

第3条中「次条の」の次に「規定による」を加える。

第6条第1項中「に規定する」を「の規定による」に改め、「第4条の」の次に「規定による」を加え、同項ただし書中「場合」を「とき」に改め、同条第2項中「第4条の」の次に「規定による」を加え、同条第3項中「納付期日」を「納期」に改める。

第8条第2項中「に規定する」を「の規定による」に改め、「決定し、」の次に「当該申請を行つた者に」を加え、同条第4項中「第2項の」の次に「規定により」を加える。

第9条中「同条第3項の」の次に「規定による」を加える。

第10条中「国」を「市長は、国」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「減免する」を「減額し、又は免除する」に改め、同条第4号中「に基づく」を「の規定による」に改め、同条第7号中「減免する」を「減額し、又は免除する」に改める。

第12条第1項中「減免」を「減額又は免除」に改め、同条第2項中「決定し、」の次に「当該申請を行つた者又は当該土地に係る受益者に」を加える。

第13条の見出しを「(繰上納付)」に改め、同条第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第14条中「第4条の」の次に「規定による」を加え、同条ただし書中「納付

すべき時期に至っている」を「納期限が到来している」に改める。

第15条を次のように改める。

(督促)

第15条 市長は、負担金を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後20日以内に、発付の日から10日以内の期限を指定して督促状を発して督促しなければならない。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(延滞金の徴収)

第16条 市長は、負担金を納期限までに納付しない者がある場合において、前条の規定による督促をしたときは、当該負担金の額(その額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント(その納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額(その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。

2 延滞金の額の計算に用いる年当たりの割合は、<sup>しゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

4 市長は、受益者が負担金を納期限までに納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の前の見出しを削り、同項を第7項とし、同項の前に見出しとして「(城山町及び藤野町の編入に伴う経過措置)」を付する。

附則中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の前の見出しを削り、同項を第4項とし、同項の前に見出しとして「(津久井町及び相模湖町の編入に伴う経過措置)」を付し、第2項の次に次の1項を加える。

3 当分の間、第16条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。)が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(相模原市看護師等修学資金貸付条例の一部改正)

第4条 相模原市看護師等修学資金貸付条例(平成5年相模原市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の各号」を削る。

第9条中「返還期日」を「返還期限」に改める。

第12条を第13条とする。

第11条の見出し中「延滞金」を「違約金」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長は、修学資金を返還期限までに返還しない者がある場合において、前条の規定により督促をしたときは、返還すべき額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、その返還期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(その返還期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に相当する違約金額を加算して徴収するものとする。

第11条第2項中「返還すべき日」を「返還期限」に改め、「ある」の次に「と認める」を加え、「前項の延滞金を減免する」を「違約金を減額し、又は免除する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 違約金の額の計算に用いる年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第 11 条を第 12 条とし、第 10 条の次に次の 1 条を加える。

(督促)

第 11 条 修学資金を返還期限までに返還しない者に対する督促については、相模原市債権の管理に関する条例(平成 24 年相模原市条例第 3 号)の定めるところによる。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び 2 項を加える。

(経過措置)

- 2 当分の間、第 12 条第 1 項に規定する違約金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあっては当該年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。
- 3 前項の規定の適用がある場合における違約金の額の計算において、その計算の過程における金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(相模原市介護保険条例の一部改正)

第 5 条 相模原市介護保険条例(平成 12 年相模原市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 12 条の見出しを「(督促及び延滞金の徴収)」に改め、同条第 1 項中「に定める」を「の定める」に改め、同条第 2 項を削る。

第 14 条中「減免する」を「減額し、又は免除する」に改める。

(相模原市公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部改正)

第 6 条 相模原市公共下水道事業受益者分担に関する条例(平成 13 年相模原市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「法第 7 条第 1 項」を「同項」に改める。

第 3 条第 1 項中「次条の」の次に「規定による」を加える。

第6条第1項中「に規定する」を「の規定による」に改め、「第4条の」の次に「規定による」を加え、同項ただし書中「場合」を「とき」に改め、同条第2項中「第4条の」の次に「規定による」を加え、同条第3項中「納付期日」を「納期」に改める。

第8条第2項中「に規定する」を「の規定による」に改め、「決定し、」の次に「当該申請を行った者に」を加え、同条第4項中「第2項の」の次に「規定により」を加える。

第9条中「同条第3項の」の次に「規定による」を加える。

第11条各号列記以外の部分中「減免する」を「減額し、又は免除する」に改め、同条第4号中「に基づく」を「の規定による」に改め、同条第7号中「減免する」を「減額し、又は免除する」に改める。

第12条第1項中「減免」を「減額又は免除」に改め、同条第2項中「決定し、」の次に「当該申請を行った者に」を加える。

第13条の見出しを「(繰上納付)」に改め、同条第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第14条中「第4条の」の次に「規定による」を加え、同条ただし書中「納付すべき時期に至っている」を「納期限が到来している」に改める。

第15条を次のように改める。

(督促)

第15条 分担金を納期限までに納付しない者に対する督促については、相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例(昭和39年相模原市条例第36号)の定めるところによる。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(延滞金の徴収)

第16条 市長は、分担金を納期限までに納付しない者がある場合において、前条の規定により督促をしたときは、当該分担金の額(その額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント(その納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額(その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未

満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。

- 2 延滞金の額の計算に用いる年当たりの割合は、<sup>しゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 市長は、受益者が分担金を納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

附則中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の前の見出しを削り、同項を第6項とし、同項の前に見出しとして「(藤野町の編入に伴う経過措置)」を付する。

附則中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の前の見出しを削り、同項を第3項とし、同項の前に見出しとして「(津久井町及び相模湖町の編入に伴う経過措置)」を付し、第1項の次に次の1項を加える。

(経過措置)

- 2 当分の間、第16条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。)が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(相模原市認定外道路管理条例の一部改正)

第7条 相模原市認定外道路管理条例(平成17年相模原市条例第145号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「たい積し」を「堆積し」に改める。

第9条の見出しを「(占用の期間等の計算等)」に改め、同条中「算定及び」を「計算並びに」に、「の方法」を「、納付の督促及び延滞金の徴収」に、「及び第

4条」を「、第4条、第6条及び第7条並びに附則第4項」に、「の例による」を「を準用する」に改める。

第10条第7号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第14条第2項中「ときは」の次に「、これを」を加える。

(相模原市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

第8条 相模原市農業集落排水事業分担金徴収条例(平成19年相模原市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「設定された使用貸借若しくは」を「設定された使用貸借又は」に改める。

第5条第1項中「前条の」の次に「規定による」を加え、同条第2項中「納付期日」を「納期」に改め、同条第3項中「分担金は、」を「市長は、分担金を」に改める。

第7条第2項中「に規定する」を「の規定による」に改め、「決定し、」の次に「当該申請を行った者に」を加える。

第8条中「者の」の次に「財産の状況その他の」を、「同条第3項の」の次に「規定による」を加える。

第9条各号列記以外の部分中「減免する」を「減額し、又は免除する」に改め、同条第1号中「に基づく」を「の規定による」に改め、同条第3号中「減免する」を「減額し、又は免除する」に改める。

第10条第1項中「減免」を「減額又は免除」に改め、同条第2項中「決定し、」の次に「当該申請を行った者に」を加える。

第11条中「第4条の」の次に「規定による」を加え、「は従前」を「は、従前」に改め、同条ただし書中「納付すべき時期に至っている」を「納期限が到来している」に改める。

第12条を次のように改める。

(督促)

第12条 分担金を納期限までに納付しない者に対する督促については、相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例(昭和39年相模原市条例第36号)の定めるところによる。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(延滞金の徴収)

第13条 市長は、分担金を納期限までに納付しない者がある場合において、前条の規定により督促をしたときは、当該分担金の額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント(その納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。

2 延滞金の額の計算に用いる年当たりの割合は、<sup>しゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

4 市長は、受益者が分担金を納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

附則中第3項を第4項とし、第2項の前の見出しを削り、同項を第3項とし、同項の前に見出しとして「(藤野町の編入に伴う経過措置)」を付し、第1項の次に次の1項を加える。

(経過措置)

2 当分の間、第13条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。)が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(相模原市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第9条 相模原市後期高齢者医療に関する条例(平成20年相模原市条例第9号)の

一部を次のように改正する。

第5条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第6条を次のように改める。

(督促及び延滞金の徴収)

第6条 保険料を納期限までに納付しない納付義務者に対する督促及び延滞金の徴収については、相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例(昭和39年相模原市条例第36号)の定めるところによる。

第10条第2項中「発布」を「発付」に改める。

附則中第2項及び第3項の前の見出しを削り、同項を第2項とし、同項の前に見出しとして「(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)」を付する。

附則中第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

(相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例(平成21年相模原市条例第14号)の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第16条の2」に改める。

第2条第1項第3号中「を建築中」の次に「の者」を加える。

第8条第2項中「納付期日」を「納期」に改める。

第10条第2項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第11条中「同条第3項の」の次に「規定による」を加える。

第12条中「減免する」を「減額し、又は免除する」に改める。

第13条第1項中「減免」を「減額又は免除」に改める。

第14条の見出しを「(繰上納付)」に改める。

第15条ただし書中「納付すべき時期に至っている」を「納期限が到来している」に改める。

第16条を次のように改める。

(督促)

第16条 分担金を納期限までに納付しない者に対する督促については、相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例(昭和39年相模原市条例第36号)の定めるところによる。

第3章中第16条の次に次の1条を加える。

(延滞金の徴収)

第16条の2 市長は、分担金を納期限までに納付しない者がある場合において、前条の規定により督促をしたときは、当該分担金の額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント(その納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。

- 2 延滞金の額の計算に用いる年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 市長は、受益者が分担金を納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

第20条中「第18条第1項」を「排水設備の新設等」に改める。

第25条第2号中「場合で」の次に「、かつ」を加える。

第28条中「減免する」を「減額し、又は免除する」に改める。

第29条第1項中「減免」を「減額又は免除」に改める。

第30条第2項中「減免する」を「減額し、又は免除する」に改める。

第32条第1項中「届け出し」を「届け出」に改める。

第36条第1項中「かかわる」を「関わる」に改める。

第38条第2項第3号中「排水設備」の次に「の新設等」を加え、同項第4号中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第8号中「又は」の次に「同項の規定による」を加える。

附則中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

(経過措置)

- 2 当分の間、第16条の2第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例

基準割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。)が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(相模原市債権の管理に関する条例の一部改正)

第11条 相模原市債権の管理に関する条例(平成24年相模原市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による督促のうち、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第171条の規定による督促は、別に定めがあるものを除くほか、履行期限後20日以内に、発付の日から10日以内の期限を指定して督促状を発してするものとする。

第7条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第8条中「第6条」を「第6条第1項」に、「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)」を「政令」に改め、「の各号」を削る。

(相模原市地域医療医師修学資金貸付条例の一部改正)

第12条 相模原市地域医療医師修学資金貸付条例(平成25年相模原市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「修学資金の」を削る。

第9条第2号中「又は退学」を「又は退学させられ、」に改める。

第11条中「返還期日」を「返還期限」に改める。

第14条を第15条とする。

第13条の見出し中「延滞金」を「違約金」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長は、修学資金等を返還期限までに返還しない者がある場合において、前条の規定により督促をしたときは、返還すべき額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数

金額又はその全額を切り捨てる。)に、その返還期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(その返還期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に相当する違約金額を加算して徴収するものとする。

第13条第2項中「前項の延滞金」を「違約金の額の計算に用いる年当たりの割合」に改め、同条第3項中「返還すべき日」を「返還期限」に改め、「ある」の次に「と認める」を加え、「第1項の延滞金を減免する」を「違約金を減額し、又は免除する」に改め、同条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(督促)

第13条 修学資金等を返還期限までに返還しない者に対する督促については、相模原市債権の管理に関する条例(平成24年相模原市条例第3号)の定めるところによる。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(経過措置)

2 当分の間、第14条第1項に規定する違約金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

3 前項の規定の適用がある場合における違約金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例(以下「新延滞金徴収条例」という。)第3条第1項及び附則第3項の規定、第2条の規定による改正後の相模原市奨学金条例(以下「新奨学金条例」という。)第14条第1項及び附則第2項の規定、第3条の規定による改正後の相模原都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第16条第1項及び附則第3項の規定、第4条の規定による改正後の相模原市看護師等修学資金貸付条例第12条第1項及び附則第2項の規定、第5条の規定による改正後の相模原市介護保険条例第12条(延滞金の割合に係る部分に限る。)の規定、第6条の規定による改正後の相模原市公共下水道事業受益者分担に関する条例第16条第1項及び附則第2項の規定、第8条の規定による改正後の相模原市農業集落排水事業分担金徴収条例第13条第1項及び附則第2項の規定、第9条の規定による改正後の相模原市後期高齢者医療に関する条例第6条(延滞金の割合に係る部分に限る。)の規定、第10条の規定による改正後の相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例第16条の2第1項及び附則第2項の規定並びに第12条の規定による改正後の相模原市地域医療医師修学資金貸付条例第14条第1項及び附則第2項の規定は、延滞金又は違約金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 3 新延滞金徴収条例第3条第3項の規定、新奨学金条例第14条第3項の規定及び第7条の規定による改正後の相模原市認定外道路管理条例第9条(延滞金の徴収に係る部分に限る。)の規定は、延滞金又は違約金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用する。

#### 提案の理由

地方税法(昭和25年法律第226号)の改正により市税に係る延滞金の割合が変更となることを踏まえた延滞金等の割合に係る規定の改正及び追加、<sup>じゅん</sup> 閏年における延滞金等の割合の取扱いに係る規定の追加、延滞金等の額の計算の過程における金額の端数処理に係る規定の追加、延滞金等の減免に係る規定の追加、延滞金の名称の変更に係る規定の改正、納付の督促に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 議案第 79 号関係資料

### 相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例等の改正の概要

#### 1 改正の内容

##### (1) 延滞金等の割合に係る規定の改正及び追加

ア 諸収入金等に係る延滞金又は違約金の割合の変更に係る規定の改正(第 1 条、第 2 条、第 4 条、第 5 条、第 9 条及び第 12 条関係)

(ア) 諸収入金、奨学金、看護師等修学資金、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び地域医療医師修学資金等に係る延滞金又は違約金の割合を年 14.6 パーセント(納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合とするもの

(イ) 当分の間、(ア)に規定する延滞金又は違約金の割合は、(ア)にかかわらず、各年の特例基準割合( )が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合(納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合))とするもの

「特例基準割合」とは、各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月において銀行が新たに行った短期貸付けの平均利率の合計を 12 で除して計算した割合として財務大臣が告示する割合に、年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。

イ 都市計画下水道事業受益者負担金等に係る延滞金の割合の変更に係る規定の改正(第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 10 条関係)

(ア) 都市計画下水道事業受益者負担金、公共下水道事業受益者分担金、農業集落排水事業受益者分担金及び高度処理型浄化槽事業受益者分担金に係る延滞金の割合を年 14.5 パーセント(納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合とするもの

(イ) 当分の間、(ア)に規定する延滞金の割合は、(ア)にかかわらず、各年の特例基準割合が年 7.2 パーセントの割合に満たない場合には、その年中

においては、当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合))とするもの

ウ 認定外道路占用料に係る延滞金の規定の追加(第7条関係)

認定外道路占用料について、イに規定する割合と同率の割合で延滞金を徴収することとするもの

(2) 閏年<sup>じゆん</sup>における延滞金等の割合の取扱いに係る規定の追加(第1条、第2条、第4条、第5条及び第7条関係)

諸収入金、奨学金、看護師等修学資金、介護保険料及び認定外道路占用料に係る延滞金又は違約金の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする規定を追加するもの

(3) 延滞金等の額の計算の過程における金額の端数処理に係る規定の追加(第1条から第10条まで及び第12条関係)

延滞金又は違約金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てることとする規定を追加するもの

(4) 延滞金等の減免に係る規定の追加(第1条、第2条及び第7条関係)

諸収入金、奨学金及び認定外道路占用料を納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金又は違約金を減額し、又は免除することができることとするもの

(5) 延滞金の名称の変更に係る規定の改正(第2条、第4条及び第12条関係)

奨学金、看護師等修学資金及び地域医療医師修学資金等に係る延滞金について、名称を延滞金から違約金へと変更するもの

(6) 納付の督促に係る規定の追加

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第171条の規定による督促に係る規定の追加(第11条関係)

政令第171条の規定による督促について、納期限後20日以内に、発付の日から10日以内の期限を指定して督促状を発して督促しなければならないこととする規定を追加するもの

イ 奨学金等の納付の督促に係る規定の追加(第2条から第4条まで、第6条

から第10条まで及び第12条関係)

奨学金、都市計画下水道事業受益者負担金、看護師等修学資金、公共下水道事業受益者分担金、認定外道路占用料、農業集落排水事業受益者分担金、後期高齢者医療保険料、高度処理型浄化槽事業受益者分担金及び地域医療医師修学資金等に係る納付の督促について、アに規定する方法と同じ方法ですることとする規定を追加するもの

## 2 施行期日等

### (1) 施行期日

平成26年1月1日

### (2) 経過措置

ア 1(1)ア及びイの規定は、延滞金又は違約金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によることとするもの

イ 1(1)ウ及び(4)の規定は、延滞金又は違約金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用することとするもの

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について  
附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 8 月 26 日提出

相模原市長 加山 俊夫

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例  
附属機関の設置に関する条例(昭和 37 年相模原市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部に次のように加える。

相模原市地域 福祉推進協議 会	社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条に規定する市町村地域福祉計画の策定について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するとともに、当該計画に基づく施策の実施状況について意見を建議すること。	11 人以内	2 年(補欠の委員の任期にあつては、前任者の残任期間)
-----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------	-----------------------------

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条に規定する市町村地域福祉計画の策定について調査審議させるとともに、当該計画に基づく施策の実施状況について意見を建議させるため、相模原市地域福祉推進協議会を設置いたしたく提案するものである。

相模原市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例について  
相模原市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 8 月 2 6 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例  
相模原市社会福祉審議会条例(平成 1 4 年相模原市条例第 4 3 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「(組織等)」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

審議会は、委員 5 0 人以内で組織する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 2 5 年法律第 4 4 号)による社会福祉法(昭和 2 6 年法律第 4 5 号)の改正により地方社会福祉審議会の委員の定数の規定が削除されたことに伴い、本市における社会福祉審議会の委員の定数を定めたく提案するものである。

相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例及び相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び  
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定  
める条例及び相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 8 月 2 6 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例及び相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び  
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部改正)

第 1 条 相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基  
準を定める条例(平成 2 4 年相模原市条例第 6 6 号)の一部を次のように改正する。

第 9 7 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号中「通いサービス又は」を「通いサービス、  
指定通所支援事業等基準省令第 5 4 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援と  
みなされる通いサービス若しくは指定通所支援事業等基準省令第 7 1 条の 4 にお  
いて準用する指定通所支援事業等基準省令第 5 4 条の 8 の規定により基準該当放  
課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者  
及び障害児」に改める。

第 1 1 1 条第 1 号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援事  
業等基準省令第 5 4 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通い  
サービス若しくは指定通所支援事業等基準省令第 7 1 条の 4 において準用する指  
定通所支援事業等基準省令第 5 4 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサー  
ビスとみなされる通いサービス又は」に、「利用者」を「障害者及び障害児」に

改め、同条第 2 号及び第 4 号中「利用者」を「障害者及び障害児」に改める。  
(相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年相模原市条例第 73 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 61 条」を「第 61 条の 2」に改める。

第 2 章第 5 節中第 61 条の次に次の 1 条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第 61 条の 2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。))第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準省令第 62 条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準省令第 63 条第 1 項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第 59 条(第 23 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービス基準省令第 63 条第 1 項に規定する登録者をいう。))の数と指定障害福祉サービス等基準省令第 94 条の 2 の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第 81 条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第 34 条

- に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。)第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を25人以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準省令第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第81条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。
- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準省令第67条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び指定障害福祉サービス等基準省令第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第81条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準省令第63条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- 第80条第1項中「基準該当放課後等デイサービス事業所には」を「基準該当放課後等デイサービス事業所は」に改める。

第 8 1 条中「、第 6 1 条」を「から第 6 1 条の 2 まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成 2 5 年厚生労働省令第 9 0 号)による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 1 8 年厚生労働省令第 1 7 1 号)及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 2 4 年厚生労働省令第 1 5 号)の改正に伴い、指定小規模多機能型居宅介護事業所において障害児に対する通いサービスを提供する場合の特例の規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 議案第 8 2 号関係資料

相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正の概要

### 1 改正の内容

#### ( 1 ) 第 1 条関係(相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 1 8 年厚生労働省令第 1 7 1 号。以下「省令」という。)の改正に伴い、指定小規模多機能型居宅介護事業所が障害者に対して基準該当生活介護とみなされる通いサービスを提供する場合の特例の要件に次のとおり追加するもの

(ア) 当該事業所の登録定員の範囲に、基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用する障害児の数を含めること。

(イ) 当該事業所における通いサービスの 1 日当たりの利用定員の範囲に、基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用する障害児の数を含めること。

(ウ) 当該事業所の従業者の員数の基準を満たすに当たり、当該事業所が提供する通いサービスの利用者数について、基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用する障害児の数を含めること。

イ 省令の改正に伴い、指定小規模多機能型居宅介護事業所が利用者に対して基準該当短期入所を提供する場合の特例の要件に、基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該事業所に登録を受けた障害児に対して宿泊サービスを提供することを追加するもの

#### ( 2 ) 第 2 条関係(相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)の改正に伴い、指定小規模多機能型居宅介護事業所が障害児に対して基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを提供する場合の特例の要件を次のとおり定めるもの

ア 当該事業所の登録定員を25人以下とすること。

イ 当該事業所における通いサービスの1日当たりの利用定員を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。

ウ 当該事業所の居間及び食堂について、機能を十分に発揮しうる適当な広さとすること。

エ 当該事業所の従業者の員数について、当該事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスを受ける障害者及び障害児等の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第63条に規定する従業者の員数等の基準を満たしていること。

オ 当該事業所において通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

## 2 施行期日

公布の日

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を  
改正する条例について

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 8 月 2 6 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を  
改正する条例

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 4 年相模原  
市条例第 1 5 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

3 6	鶴の原地区地区整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された相模原都市計画鶴の原地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
-----	---------------	------------------------------------------------------------------

別表第 2 に次のように加える。

3 6 鶴の原地区地区整備計画区域

計 画 地 区		A 地区	B 地区
( 1 )	建築してはならない建築物	/	
( 2 )	建築物の容積率の最高限度	/	
( 3 )	建築物の建ぺい率の最高限度	/	
( 4 )	建築物の敷地面積の最低限度	8 0 平方メートル。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するものについては、この限りでない。	

(5)	壁面の位置の制限	(ア) 距離	隣地境界線までの場合にあっては、0.5メートル	
		(イ) 適用除外の建築物	物置、車庫その他これらに類する用途に供する建築物で、高さが3メートル以下で、かつ、軒の高さが2.3メートル以下であるもの	
(6)	建築物の高さの最高限度		1.1メートル。ただし、相模原都市計画地区計画の決定について(平成25年相模原市告示第371号)の告示の日において、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物の敷地の全部を一の敷地として使用する場合(道路、公園その他これらに類する公共施設の用に供した場合は除く。)で、当該告示の日におけるこれらの建築物の高さ(工事中の建築物にあっては、完成時の高さ)を超えない範囲で建築物を建築するときは、適用しない。	1.3メートル。ただし、相模原都市計画地区計画の決定について(平成25年相模原市告示第371号)の告示の日において、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物の敷地の全部を一の敷地として使用する場合(道路、公園その他これらに類する公共施設の用に供した場合は除く。)で、当該告示の日におけるこれらの建築物の高さ(工事中の建築物にあっては、完成時の高さ)を超えない範囲で建築物を建築するときは、適用しない。

備考 この表(6)項において、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、3メートルまでは、

当該建築物の高さに算入しない。

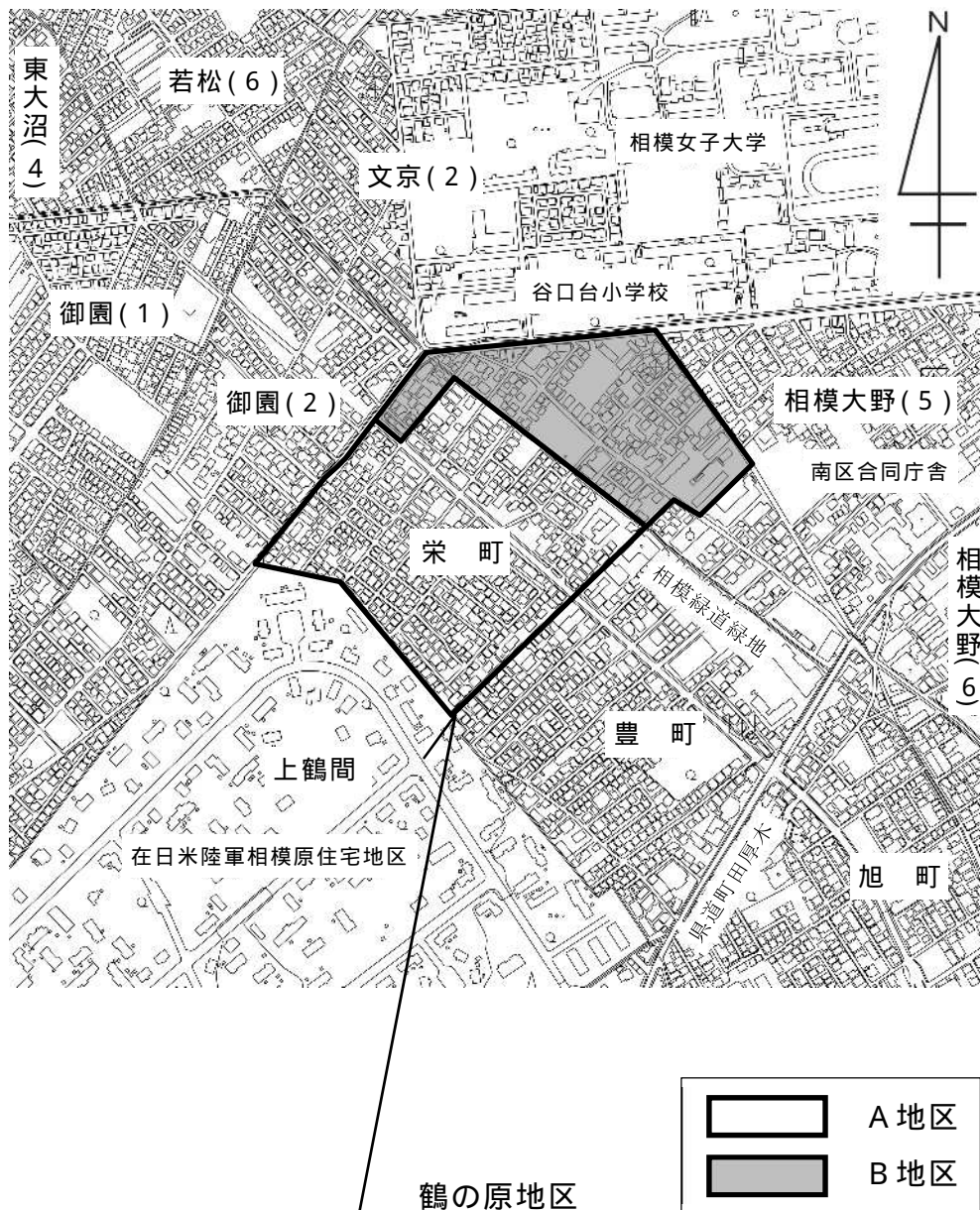
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案の理由

建築基準法(昭和25年法律第201号)第68条の2第1項の規定に基づき、適正な都市機能及び健全な都市環境を確保するため、鶴の原地区の地区整備計画の区域内における建築物の制限について所要の定めをいたしたく提案するものである。

# 案 内 図



相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例について  
相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 8 月 2 6 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例  
相模原市市営住宅条例(平成 9 年相模原市条例第 1 9 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章 特定公共賃貸住宅の管理(第 4 8 条 - 第 6 2 条)」を  
「第 3 章 特定公共賃貸住宅の管理(第 4 8 条 - 第 6 2 条)」  
第 3 章の 2 準公営住宅の管理(第 6 2 条の 2 - 第 6 2 条の 7)」に改める。

第 1 条中「)及び」を「)に基づく公営住宅、」に、「市営住宅及び」を「特定公共賃貸住宅及び準公営住宅並びに」に改める。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 3 号中「及び特定公共賃貸住宅」を「、特定公共賃貸住宅及び準公営住宅」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

( 3 ) 準公営住宅 特定公共賃貸住宅としての用途を変更した住宅及びその附帯施設で、公営住宅に準じて低額所得者に賃貸するためのものをいう。

第 9 条第 2 項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第 1 7 条第 3 項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 1 8 条第 2 項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第 1 9 条中「減免し」を「減額し、若しくは免除し」に改める。

第 2 1 条を次のように改める。

( 督促 )

第 2 1 条 家賃を前条第 2 項に規定する納期限までに納付しない者に対する督促については、相模原市債権の管理に関する条例(平成 2 4 年相模原市条例第 3 号)の定めるところによる。

第 21 条の次に次の 1 条を加える。

(違約金の徴収)

第 21 条の 2 市長は、家賃を第 20 条第 2 項に規定する納期限までに納付しない者がある場合において、前条の規定により督促をしたときは、当該家賃の額(その額に 1,000 円未満の端数があるとき又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(その納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額(その額に 100 円未満の端数があるとき又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に相当する違約金額を加算して徴収するものとする。

2 違約金の額の計算に用いる年当たりの割合は、閏年<sup>じゅん</sup>の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

3 市長は、入居者が家賃を第 20 条第 2 項に規定する納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、違約金を減額し、又は免除することができる。

第 22 条第 2 項中「減免し」を「減額し、若しくは免除し」に改め、同条第 3 項ただし書中「又は損害賠償金」を「、損害賠償金等」に改める。

第 32 条第 3 項中「前 2 項の」の次に「規定による」を加える。

第 34 条第 2 項中「第 21 条」を「第 21 条の 2」に改める。

第 37 条第 3 項中「第 21 条まで」を「第 21 条の 2 まで」に、「、第 20 条」を「及び第 20 条」に、「及び第 21 条」を「から第 21 条の 2 まで」に改める。

第 40 条第 1 項中「第 22 条第 2 項」を「第 21 条の 2 第 3 項(第 34 条第 2 項又は第 37 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による違約金の減免、第 22 条第 2 項」に改める。

第 41 条第 4 項中「に規定する公営住宅建替事業」を「の規定による公営住宅建替事業の施行」に改める。

第 46 条第 1 項中「入居者が」及び「当該」を削り、同項第 1 号中「不正な」を「入居者が不正な」に改め、同項第 2 号中「家賃」を「入居者が家賃」に改め、同項第 3 号中「公営住宅」を「入居者が公営住宅」に改め、同項第 4 号中「正当な」を「入居者が正当な」に改め、同項第 6 号中「暴力団員」を「入居者が暴力団員」

に改め、同項第7号中「ほか、」の次に「入居者が」を加え、同条第2項中「規定により」を「規定による」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「同項の」の次に「規定による」を加える。

第47条第4項中「ほか、」の次に「社会福祉法人等による」を、「市長が」の次に「別に」を加える。

第60条中「減免し」を「減額し、若しくは免除し」に改める。

第61条中「入居者が」及び「当該」を削る。

第62条中「及び第2号並びに」を「、第2号及び」に、「、第21条」を「から第21条の2まで」に改め、「条例」を削る。

第3章の次に次の1章を加える。

### 第3章の2 準公営住宅の管理

(準公営住宅の管理)

第62条の2 準公営住宅の管理については、この章に定めるもののほか、公営住宅の管理の例による。

(用途廃止に係る公営住宅の入居者資格の特例)

第62条の3 準公営住宅の用途の廃止により当該準公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、第6条第1項各号に掲げる条件を備える者とみなす。

(期間通算)

第62条の4 市長がこの条例の規定により準公営住宅の入居者を引き続き公営住宅に入居させた場合における第2章第4節の規定の適用については、その者が従前の準公営住宅に入居していた期間は、その者が新たに入居した公営住宅に入居している期間に通算する。

(除却等に伴う明渡請求)

第62条の5 市長は、規則で定める公益上及び管理上準公営住宅の除却が必要と認めるときは、準公営住宅の入居者に対して、期限を定めて、当該準公営住宅の明渡しを請求することができる。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して3月を経過した日以後の日とする。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該準公営住宅を明け渡さなければならない。

4 第1項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても準公営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該準公営住宅の明け渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

(仮住居の提供)

第62条の6 市長は、前条第1項の規定による請求を受けた者に対し、必要な仮住居を提供しなければならない。

(家賃の特例)

第62条の7 市長は、準公営住宅の用途の廃止による準公営住宅の除却に伴い当該準公営住宅の入居者を公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の準公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第16条第1項、第34条第1項又は第37条第1項の規定にかかわらず、政令第11条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

第64条第3号中「準用する場合」の次に「及び第62条の2の規定によりその例によることとされる場合」を加える。

第67条ただし書中「場合又は」を「場合、」に改める。

第70条第2項中「減免し」を「減額し、若しくは免除し」に改める。

第71条第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、市長が」に改める。

第72条第2項中「準用する場合」の次に「及び第62条の2の規定によりその例によることとされる場合」を加える。

第73条中「第21条」の次に「、第21条の2」を加える。

第76条第1項中「指定管理者の公募」を「公募」に改める。

第77条第1項中「新たに指定管理者の」を「特に緊急を要するため新たに」に、「いとまがない」を「時間的余裕がないことが明らかである」に改め、同項第1号中「指定管理者の公募」を「公募」に改める。

第80条中「、第82条及び第83条第1項」を削る。

第82条第2項及び第3項中「場合」の次に「及び第62条の2の規定によりその例によることとされる場合」を加える。

附則中第36項を第38項とし、第35項を第37項とする。

附則第34項中「附則第30項」を「附則第32項」に改め、同項を附則第36

項とする。

附則中第 3 3 項を第 3 5 項とし、第 3 2 項を第 3 4 項とし、第 3 1 項を第 3 3 項とし、第 3 0 項の前の見出しを削り、同項を第 3 2 項とし、同項の前に見出しとして「(城山町及び藤野町の編入に伴う経過措置)」を付する。

附則中第 2 9 項を第 3 1 項とする。

附則第 2 8 項中「附則第 2 4 項」を「附則第 2 6 項」に改め、同項を附則第 3 0 項とする。

附則中第 2 7 項を第 2 9 項とし、第 2 6 項を第 2 8 項とし、第 2 5 項を第 2 7 項とし、第 2 4 項の前の見出しを削り、同項を第 2 6 項とし、同項の前に見出しとして「(津久井町及び相模湖町の編入に伴う経過措置)」を付し、第 2 3 項の次に次の 2 項を加える。

2 4 当分の間、第 2 1 条の 2 第 1 項に規定する違約金の年 1 4 . 6 パーセントの割合及び年 7 . 3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する各年の特例基準割合をいう。以下同じ。)が年 7 . 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 1 4 . 6 パーセントの割合にあっては当該年における特例基準割合に年 7 . 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7 . 3 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7 . 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7 . 3 パーセントの割合)とする。

2 5 前項の規定の適用がある場合における違約金の額の計算において、その計算の過程における金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第 1 号の表小淵住宅の項を削り、同表第 3 号の次に次の 1 号を加える。

( 4 ) 準公営住宅

名 称	位 置
上九沢団地	相模原市緑区上九沢 4 番地

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 1 条の改正規定、第 2 1 条の次に 1 条を加える改正規定、第 3 4 条、第 3 7 条及び第 4 0 条の改正規定、第 6 2 条の改正規定(「、第 2 1 条」を「から第 2 1 条の 2 まで」に改める部分に

限る。)、第73条及び附則の改正規定並びに次項の規定は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第21条の2第1項及び第3項(第34条第2項、第37条第3項、第62条及び第73条において準用する場合を含む。)、第40条第1項並びに附則第24項の規定は、違約金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

#### 提案の理由

準公営住宅の設置及び管理に係る規定の追加、小淵住宅の廃止に係る規定の削除、納付の督促に係る規定の改正及び違約金の徴収に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 議案第 8 4 号関係資料(その 1)

### 相模原市市営住宅条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

##### ( 1 ) 準公営住宅の設置及び管理に係る規定の追加

###### ア 定義に係る規定の改正(第 2 条関係)

準公営住宅の定義を追加し、市営住宅の定義を公営住宅及び特定公共賃貸住宅から公営住宅、特定公共賃貸住宅及び準公営住宅とするもの

###### イ 準公営住宅の管理に係る規定の追加

###### (ア) 準公営住宅の管理(第 6 2 条の 2 関係)

準公営住宅の管理については、(イ)から(カ)までに定めるもののほか、公営住宅の管理の例によることとするもの

###### (イ) 用途廃止に係る公営住宅の入居者資格の特例(第 6 2 条の 3 関係)

準公営住宅の入居者が当該準公営住宅の用途廃止による明渡しに伴い公営住宅に入居の申込みをした場合においては、当該入居者は公営住宅の入居者資格を備える者とみなすこととするもの

###### (ウ) 期間通算(第 6 2 条の 4 関係)

準公営住宅の入居者を引き続き公営住宅に入居させた場合においては、準公営住宅の入居期間を公営住宅の入居期間に通算することとするもの

###### (エ) 除却等に伴う明渡請求(第 6 2 条の 5 関係)

a 市長は、規則で定める公益上及び管理上準公営住宅の除却が必要と認めるときは、準公営住宅の入居者に対して、期限を定めて、当該準公営住宅の明渡しを請求することができることとするもの

b a の期限は、a の規定による請求をする日の翌日から起算して 3 月を経過した日以後の日とするもの

c a の規定による請求を受けた者は、a の期限が到来したときは、速やかに、当該準公営住宅を明け渡さなければならないこととするもの

d a の規定による請求を受けた者が a の期限が到来しても準公営住宅を明け渡さない場合には、市長は、a の期限が到来した日の翌日から当該準公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住

宅の家賃の2倍に相当する額の金銭を徴収することができることとするもの

(オ) 仮住居の提供(第62条の6関係)

市長は、(工)aの規定による請求を受けた者に対し、必要な仮住居を提供しなければならないこととするもの

(カ) 家賃の特例(第62条の7関係)

市長は、準公営住宅の用途廃止により当該準公営住宅の入居者を公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の準公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者の家賃を減額することとするもの

ウ 準公営住宅の設置に係る規定の追加(別表関係)

準公営住宅を設置するため、名称及び位置を別表に加えるもの

(2) 小淵住宅の廃止に係る規定の削除(別表関係)

小淵住宅を廃止するため、名称及び位置を別表から削除するもの

(3) 納付の督促に係る規定の改正及び違約金の徴収に係る規定の追加

ア 納付の督促に係る規定の改正(第21条関係)

納付の督促について、相模原市債権の管理に関する条例(平成24年相模原市条例第3号)の定めるところによることとするもの

イ 違約金の徴収に係る規定の追加(第21条の2関係)

(ア) 違約金の割合を年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合とするもの

(イ) 違約金の年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup> 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とするもの

(ウ) 市長は、入居者が家賃を納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、違約金を減額し、又は免除することができることとするもの

ウ 違約金の割合の特例に係る規定の追加(附則第24項及び第25項関係)

当分の間、イ(ア)に規定する違約金の割合は、イ(ア)にかかわらず、各年の特例基準割合( )が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合

を加算した割合(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合))とし、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てることとする規定を追加するもの

「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月において銀行が新たに行った短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として財務大臣が告示する割合に、年1パーセントの割合を加算した割合をいう。

## 2 施行期日等

### (1) 施行期日

公布の日。ただし、1(3)及び(2)の規定は、平成26年1月1日

### (2) 経過措置

1(3)イ(ア)及び(ウ)並びにウの規定は、違約金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によることとするもの

## 案 内 図



### 施設の概要

位 置	相模原市緑区小淵 2 0 3 1 番地 1
建設年度	昭和 3 0 年度
戸 数	1 戸
敷地面積	2 4 4 . 6 6 m <sup>2</sup>

相模原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について  
相模原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 8 月 26 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

相模原市道路占用料徴収条例(昭和 44 年相模原市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改める。

第 3 条第 2 項中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改める。

第 4 条第 2 項ただし書中「一に」を「いずれかに」に、「または」を「又は」に改め、同項第 2 号中「責」を「責め」に改め、同項第 3 号中「その他」を「前 2 号に掲げるもののほか、」に改める。

第 5 条中「減額し又は」を「減額し、又は」に改め、同条第 6 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第 6 条を次のように改める。

(督促)

第 6 条 市長は、占用料を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後 20 日以内に、発付の日から 10 日以内の期限を指定して督促状を発して督促しなければならない。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(延滞金の徴収)

第 7 条 市長は、占用料を納期限までに納付しない者がある場合において、前条の規定による督促をしたときは、当該占用料の額(その額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.5 パーセント(その納期限の翌日から 1 月を経過する日まで

の期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。

- 2 延滞金の額の計算に用いる年当たりの割合は、閏年<sup>じゆん</sup>の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 市長は、占用者が占用料を納期限までに納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。附則第3項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付する。附則中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の前の見出しを削り、同項を第8項とし、同項の前に見出しとして「(城山町及び藤野町の編入に伴う経過措置)」を付する。

附則中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の前の見出しを削り、同項を第5項とし、同項の前に見出しとして「(津久井町及び相模湖町の編入に伴う経過措置)」を付し、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第3条の2第1項に規定する各年の特例基準割合をいう。以下同じ。)が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附則別表第1から附則別表第4までの規定中「附則第4項」を「附則第5項」に改める。

附則別表第5から附則別表第8までの規定中「附則第7項」を「附則第8項」に改める。

別表中  
「幕（政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）」を「幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）」に、

政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートルにつき	460
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設	1月	220

を

政令第7条第2号に掲げる発電設備	占有面積1平方メートルにつき 1月	220
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		460
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		220

政令第7条第6号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの
	上空に設けるもの
	その他のもの
政令第7条第7号に掲	建築物

に、

げる施設	その他のもの
政令第7条 第8号に掲 げる施設及 び自動車駐 車場	建築物 その他のもの
政令第7条 第9号に掲 げる応急仮 設建築物	トンネルの上又は高架の道路の 路面下に設けるもの
	上空に設けるもの
	その他のもの
政令第7条第10号に掲げる器具	
政令第7条 第11号に 掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道 路(高架のものに限る。)の路面 下に設けるもの
	上空に設けるもの
	その他のもの

を

「

政令第7条 第8号に掲 げる施設	トンネルの上又は高架の道路の 路面下に設けるもの
	上空に設けるもの
	その他のもの
政令第7条	建築物

」

第 9 号に掲げる施設	その他のもの
政令第 7 条第 10 号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの
政令第 7 条第 11 号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの
政令第 7 条第 12 号に掲げる器具	
政令第 7 条第 13 号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの

に改め、同表備考第 5 項中「第

7 条第 6 号」を「第 7 条第 8 号」に、「同条第 11 号」を「同条第 13 号」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 7 条第 1 項及び附則第 4 項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行

の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

- 3 改正後の第7条第4項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用する。

#### 提案の理由

道路法施行令(昭和27年政令第479号)の改正に伴う占用物件に係る項目の追加、納付の督促及び延滞金の徴収に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 議案第 8 5 号関係資料

### 相模原市道路占用料徴収条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

##### ( 1 ) 占用物件に係る項目の追加(別表関係)

道路法施行令(昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号)の改正に伴い、太陽光発電設備及び風力発電設備を項目として追加し、占用料を占用面積 1 平方メートルにつき 1 月当たり 2 2 0 円とするもの

##### ( 2 ) 納付の督促及び延滞金の徴収に係る規定の追加等

###### ア 納付の督促に係る規定の追加(第 6 条関係)

占用料を納期限までに納付しなかった者に対する納付の督促について、納期限後 2 0 日以内に、発付の日から 1 0 日以内の期限を指定して督促状を発送して督促しなければならないこととする規定を追加するもの

###### イ 延滞金の徴収に係る規定の改正(第 7 条関係)

(ア) 延滞金の割合を年 1 4 . 5 パーセント(納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7 . 3 パーセント)の割合とするもの

(イ) 延滞金の年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、3 6 5 日当たりの割合とするもの

(ウ) 延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てることとするもの

(エ) 市長は、占用者が占用料を納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができることとするもの

###### ウ 延滞金の割合の特例に係る規定の追加(附則第 4 項関係)

当分の間、イ(ア)に規定する延滞金の割合は、イ(ア)にかかわらず、各年の特例基準割合( )が年 7 . 2 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年 7 . 3 パーセントの割合を加算した割合(納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7 . 3 パーセントの割合を超える場合には、

年 7.3 パーセントの割合))とする規定を追加するもの

「特例基準割合」とは、各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月において銀行が新たに行った短期貸付けの平均利率の合計を 12 で除して計算した割合として財務大臣が告示する割合に、年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。

## 2 施行期日等

### (1) 施行期日

平成 26 年 1 月 1 日

### (2) 経過措置

ア 1(2)イ(ア)及びウの規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によることとするもの

イ 1(2)イ(エ)の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用することとするもの